

# 愛媛大学大学院学則

平成 16 年 4 月 1 日  
規則 第 2 号

## 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条～第 8 条）
- 第 2 章 教員組織（第 9 条）
- 第 3 章 収容定員（第 10 条）
- 第 4 章 学年、学期、休業日、標準修業年限及び在学期間（第 11 条～第 15 条）
- 第 5 章 教育課程等（第 16 条～第 27 条）
- 第 6 章 入学（第 28 条～第 40 条）
- 第 7 章 休学、留学、退学及び除籍（第 41 条～第 44 条）
- 第 8 章 課程の修了要件及び学位の授与（第 45 条～第 53 条）
- 第 9 章 教育職員免許（第 54 条）
- 第 10 章 賞罰（第 55 条・第 56 条）
- 第 11 章 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、特別研究学生及び外国人留学生（第 57 条～第 61 条）
- 第 12 章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料（第 62 条～第 69 条）
- 第 13 章 特別の課程の履修証明（第 70 条）
- 第 14 章 厚生補導（第 71 条）
- 第 15 章 大学運営組織（第 72 条）
- 第 16 章 雜則（第 73 条）
- 附則

## 第 1 章 総則

### （目的）

第 1 条 愛媛大学大学院（以下「本学大学院」という。）においては、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 本学大学院は、前項の目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

### （点検評価等）

第 2 条 本学大学院は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 109 条第 1 項の規定に基づき、教育研究水準の向上に資するため、本学大学院の教育及び研究、社会貢献、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学大学院は、前項の点検及び評価並びに学校教育法第 109 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づく認証評価等の結果を踏まえ、本学大学院の教育研究活動等について不断の見直しを行うことにより、その水準の向上を図るものとする。

3 第 1 項の点検及び評価に関し必要な事項は、別に定める。

### （教育研究上の目的の公表等）

第 3 条 本学大学院においては、研究科若しくは専攻又は学環（大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号。以下「設置基準」という。）第 30 条の 2 に定める研究科等連係課程実施基本組織をいう。以下同じ。）ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

2 本学大学院は、教育研究の成果の普及及び活用の推進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

### （課程、専攻）

第 4 条 本学大学院の各研究科の修士課程、教職大学院の課程及び博士課程の別は、次の表の中欄に掲げるとおりとする。ただし、医学系研究科看護学専攻及び理工学研究科の博士課程は、前期 2 年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期 3 年の課程（以下「博士後期課程」

という。)に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

2 各研究科に、それぞれ次の表の右欄に掲げる専攻を置く。

研究科	修士課程・教職大学院の課程・博士課程の別		専攻
人文社会科学研究科	修士課程		法文学専攻 産業システム創成専攻
教育学研究科	修士課程		心理発達臨床専攻
	教職大学院の課程		教育実践高度化専攻
医学系研究科	博士課程		医学専攻
	博士課程	博士前期課程	看護学専攻
		博士後期課程	看護学専攻
理工学研究科	博士課程	博士前期課程	理工学専攻
		博士後期課程	理工学専攻
農学研究科	修士課程		食料生産学専攻 生命機能学専攻 生物環境学専攻
連合農学研究科	博士課程		生物資源生産学専攻 生物資源利用学専攻 生物環境保全学専攻

備考 連合農学研究科の博士課程は、後期3年のみの博士課程とする。

3 本学大学院の各学環の修士課程及び博士課程の別は、次の表に掲げるとおりとする。

学環	修士課程・博士課程の別
医農融合公衆衛生学環	修士課程
地域レジリエンス学環	修士課程

(教育研究実施組織)

第4条の2 本学大学院は、教育研究上の目的を達成するため、各研究科及び各学環に、別表1のとおり、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制する。

2 本学大学院は、前項の教育研究実施組織を編制するに当たっては、当該研究科及び当該学環の教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確にするものとする。

(連合農学研究科の教育研究の実施)

第5条 連合農学研究科の教育研究は、愛媛大学(以下「本学」という。)、香川大学及び高知大学の協力により実施するものとする。

(学環の教育研究の実施)

第5条の2 学環の教育研究は、本学大学院に置かれる二以上の研究科(以下「連係協力研究科」という。)との緊密な連係及び協力により実施するものとする。

2 各学環の連係協力研究科は、次の表に掲げるとおりとする。

学環	連係協力研究科
医農融合公衆衛生学環	医学系研究科
農学研究科	
地域レジリエンス学環	人文社会科学研究科
	教育学研究科
	医学系研究科
	理工学研究科
	農学研究科

第6条 削除

(修士課程)

第7条 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

(教職大学院の課程)

第7条の2 教職大学院の課程は、専ら幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「小学校等」という。）の高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成のための教育を行うことを目的とする。

(博士課程)

第8条 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うこととする。

## 第2章 教員組織

(教員組織)

第9条 研究科の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）は、研究科ごとに設置基準に定める資格を有する教員が担当し、又は分担するものとする。ただし、教職大学院の課程にあっては、「授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）」とあるのは「授業」と、「設置基準」は「専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）」と読み替えて適用するものとする。

(学環の教員組織)

第9条の2 学環の授業及び研究指導は、学環ごとに設置基準に定める資格を有する教員（以下の条において「有資格教員」という。）が担当し、又は分担するものとする。

2 学環に置く教員は、教育研究に支障がないと認められる場合には、第5条の2第2項に規定する連係協力研究科の有資格教員がこれを兼ねることができるものとする。

## 第3章 収容定員

(収容定員)

第10条 研究科専攻及び学環の収容定員は、次のとおりとする。

研究科・学環	専攻	収容定員	
		入学定員	総定員
人文社会科学研究科	法文学専攻	人 12 b(1)	人 24 b(2)
	産業システム創成専攻	8 b(1)	16 b(2)
	計	20 b(2)	40 b(4)
教育学研究科	心理発達臨床専攻	10	20
	教育実践高度化専攻	40	80
	計	50	100
医学系研究科	博士課程	医学専攻 30	120
	博士前期課程	看護学専攻 12 a(2)	24 a(4)
	博士後期課程	看護学専攻 2	6
理工学研究科	博士前期課程	理工学専攻 270 b(2)	540 b(4)
	博士後期課程	理工学専攻 23	69
農学研究科	食料生産学専攻	26 a(1) b(1)	52 a(2) b(2)

	生命機能学専攻	23	46
	生物環境学専攻	23 a(2) b(1)	46 a(4) b(2)
	計	72 a(3) b(2)	144 a(6) b(4)
連合農学研究科	生物資源生産学専攻	9	27
	生物資源利用学専攻	4	12
	生物環境保全学専攻	4	12
	計	17	51
医農融合公衆衛生学環		5	10
地域レジリエンス学環		6	12
	合 計	496	1,094

#### 備考

- 1 この表における合計数は、学環の収容定員を除いた数とする。
- 2 医農融合公衆衛生学環の収容定員は、医学系研究科及び農学研究科の収容定員の内数とし、a を付した括弧内の数字をその内訳とする。
- 3 地域レジリエンス学環の収容定員は、人文社会科学研究科、理工学研究科及び農学研究科の収容定員の内数とし、b を付した括弧内の数字をその内訳とする。

#### 第4章 学年、学期、休業日、標準修業年限及び在学期間 (学年)

第11条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。  
(学期)

第12条 学年を分けて次の2学期とする。  
前学期 4月1日から9月23日まで  
後学期 9月24日から翌年3月31日まで  
(休業日)

第13条 休業日は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日  
国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日  
夏季休業 8月7日から9月30日まで  
開学記念日 11月11日  
冬季休業 12月24日から翌年1月7日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、学長が必要があると認めるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることがある。

#### (標準修業年限)

第14条 修士課程及び教職大学院の課程の標準修業年限は、2年とする。  
2 医学系研究科医学専攻博士課程の標準修業年限は、4年とする。  
3 医学系研究科看護学専攻博士課程及び理工学研究科博士課程の標準修業年限は5年とし、博士前期課程の標準修業年限は2年、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。  
4 連合農学研究科博士課程の標準修業年限は、3年とする。  
(在学期間)

第15条 在学期間は、標準修業年限の2倍の年数を超えることができない。

#### 第5章 教育課程等 (教育課程の編成方針)

第16条 修了の認定に関する方針及び教育課程の編成及び実施に関する方針に基づき、必要な授業科目を開設するとともに研究指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

ただし、教職大学院にあっては、「授業科目を開設するとともに研究指導の計画を策定し」とあるのは「授業科目を開設し」と読み替えて適用するものとする。

- 2 教育課程の編成に当たっては、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。  
(教育方法)

第 17 条 研究科及び学環の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。ただし、教職大学院にあっては、「授業及び研究指導」とあるのは「授業」と読み替えて適用するものとする。

(教育方法の特例)

第 17 条の 2 本学大学院において、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。ただし、教職大学院にあっては、「授業又は研究指導」とあるのは「授業」と読み替えて適用するものとする。

(授業の方法)

第 18 条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。  
3 第 1 項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

第 18 条の 2 教職大学院においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うなど適切に配慮するものとする。

(授業期間)

第 18 条の 3 1 年間の授業を行う期間は、35 週にわたることを原則とする。

(履修方法)

第 19 条 第 17 条に規定する授業科目の内容、単位数及び履修方法並びに研究指導の内容及び履修方法は、各研究科又は各学環において定める。ただし、教職大学院にあっては、「授業科目の内容、単位数及び履修方法並びに研究指導の内容及び履修方法」とあるのは「授業科目の内容、単位数及び履修方法」と読み替えて適用するものとする。

- 2 学生は、他の研究科、学環及び学部の授業科目を履修することができる。ただし、この場合は、所属研究科長又は所属学環長を経て、当該研究科長、当該学環長又は当該学部長の許可を得なければならない。

(単位計算方法)

第 20 条 前条第 1 項の単位数を定めるに当たっては、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第 18 条第 1 項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね 15 時間から 45 時間までの範囲で定める時間の授業をもって 1 単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、定める時間の授業をもって 1 単位とすることができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第 21 条 本学大学院（教職大学院を除く。以下この条において同じ。）において教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学大学院に入学した後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学等の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、15 単位を超えないものとし、第 25 条第 1 項（同条第 3 項において準用する場合を含む。）及び第 25 条の 3 第 1 項の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて 20 単位を超えないものとする。

第 21 条の 2 本学教職大学院において教育上有益と認めるときは、学生が本学教職大学院に入学

する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学教職大学院に入学した後の本学教職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学等の場合を除き、本学教職大学院において修得した単位以外のものについては、第25条の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により本学教職大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて本学教職大学院が修了要件として定める46単位以上の単位数の2分の1を超えないものとする。

（長期にわたる教育課程の履修）

第22条 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出たときは、別に定めるところにより、学長がその計画的な履修を認めることができる。

- 2 前項の規定により計画的な履修が認められた者の標準修業年限は、第14条に規定する標準修業年限に、2年を超えない範囲で別に定める年数を加えた年数とする。
- 3 第1項の規定により計画的な履修が認められた者の在学期間は、第14条に規定する標準修業年限の2倍の年数に、2年を超えない範囲で別に定める年数を加えた年数を超えることができない。

（単位の授与）

第23条 授業科目を履修した者に対しては、試験その他の別に定める適切な方法により学修の成果を評価して、単位を与える。

- 2 単位の認定は、担当教員が行う。

（成績評価基準等の明示等）

第24条 各研究科及び各学環は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。ただし、教職大学院にあっては、「授業及び研究指導」とあるのは「授業」と読み替えて適用するものとする。

- 2 各研究科及び各学環は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。ただし、教職大学院にあっては、「学修の成果及び学位論文」とあるのは「学修の成果」と読み替えて適用するものとする。

（他の大学の大学院における授業科目の履修等）

第25条 本学大学院（教職大学院を除く。以下この条において同じ。）において教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、第25条の3第1項の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて15単位を超えない範囲で本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、第21条第1項の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。
- 3 前2項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。

第25条の2 本学教職大学院において教育上有益と認めるときは、学生が本学教職大学院の定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、本学教職大学院が修了要件として定める46単位以上の単位数の2分の1を超えない範囲で本学教職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、第21条の2第1項の規定により本学教職大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて本学教職大学院が修了要

件として定める 46 単位以上の単位数の 2 分の 1 を超えないものとする。

- 3 前 2 項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。

(休学期間中の授業科目の履修等)

第 25 条の 3 本学大学院（教職大学院を除く。以下この条において同じ。）において教育上有益と認めるときは、学生が休学期間に他の大学院（外国の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、第 25 条第 1 項（同条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて 15 単位を超えないものとし、第 21 条第 1 項の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて 20 単位を超えないものとする。

(他の大学の大学院等における研究指導)

第 26 条 本学大学院において教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生を当該大学の大学院又は研究所等に派遣の上、必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、博士前期課程及び修士課程（以下「修士課程」という。）の学生が当該研究指導を受ける期間は、1 年を超えることができない。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第 27 条 本学大学院、研究科又は学環は、学生に対する教育の充実を図るため、本大学院の授業及び研究指導の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を実施するものとする。ただし、教職大学院にあっては、「授業及び研究指導」とあるのは「授業」と、「研修及び研究」とあるのは「研修」と読み替えて適用するものとする。

(連携協力校)

第 27 条の 2 本学教職大学院は、第 45 条の 2 第 1 項に規定する実習その他本学教職大学院の教育上の目的を達成するために必要な連携協力をを行う小学校等を適切に確保するものとする。

## 第 6 章 入学

### (入学の時期)

第 28 条 入学の時期は、毎学年の始めとする。ただし、学年の途中であっても、学期の始めに入学させることができる。

- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、入学する学年の 9 月 24 日から 9 月 30 日までに、次条から第 31 条までに定める入学の資格を得た者の入学の時期は、10 月 1 日とする。

(修士課程及び教職大学院の課程の入学資格)

第 29 条 修士課程及び教職大学院の課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 104 条第 4 項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして

文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者

- (7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学の大学院に入学した者であって、当該者をその後本学大学院に入学させる場合において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- (11) 大学に3年以上在学し、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める者
- (12) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者で、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの
- (13) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者で、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの
- (14) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの

(医学系研究科医学専攻博士課程の入学資格)

第30条 医学系研究科医学専攻博士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学の医学、歯学又は修業年限が6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における18年の課程を修了し、その最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学であった者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了し、その最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学であった者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、その最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学であった者
- (5) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が5年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学の大学院(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。)に入学した者であって、当該者をその後本学大学院に入学させる場合において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (8) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学の医学、歯学又は修業年限が6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

- (9) 大学（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。）に4年以上在学し、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める者
- (10) 外国において学校教育における16年の課程（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了した者で、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの
- (11) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了した者で、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの
- (12) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの

（博士後期課程及び連合農学研究科博士課程の入学資格）

第31条 博士後期課程及び連合農学研究科博士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位（学校教育法第104条第1項の規定に基づき学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下同じ。）を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

（入学の出願）

第32条 本学大学院に入学を志願する者は、所定の期日までに、入学願書に別に定める書類及び第62条第1項に規定する検定料を添えて学長あてに願い出なければならない。

（入学者の選考）

第33条 前条の入学志願者については、入学者の受入れに関する方針に基づき、別に定める公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて選考を行う。

（入学手続）

第34条 前条の規定による選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに宣誓書、保証書その他所定の書類を提出するとともに、第63条第1項に規定する入学料を納付しなければならない。ただし、第66条の規定により入学料の免除又は第67条の規定により入学料の徴収猶予を受けようとする者は、入学料免除・徴収猶予申請書の提出をもって入学料の納付に代えるものとする。

（入学許可）

第35条 学長は、前条の入学手続を終えた者に対し、入学を許可する。

（編入学）

第36条 他の大学の大学院の学生で本学大学院に編入学を志願する者があるときは、選考の上、研究科長又は学環長の申出に基づき学長が入学を許可することがある。

- 2 前項の規定による入学の時期は、毎学期の始めとする。
- 3 第1項の規定により入学した者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、研究科委員会、学環委員会又は研究科教授会（以下「研究科委員会等」と

いう。) の議を経て当該研究科長又は当該学環長が決定する。

(再入学)

第 37 条 本学大学院を退学した者又は除籍された者で再入学を志願する者があるときは、選考の上、研究科長又は学環長の申出に基づき学長が入学を許可することがある。

2 前項の規定による入学の時期は、毎学期の始めとする。

3 第 1 項の規定により入学した者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、研究科委員会等の議を経て研究科長又は学環長が決定する。

(編入学等の入学手続等)

第 38 条 前 2 条に規定する編入学及び再入学に係る入学の出願及び手續等については、第 32 条及び第 34 条の規定を準用する。

(進学)

第 39 条 博士前期課程を修了し、引き続き、博士後期課程に進学を志願する者については、研究科の定めるところにより選考の上、研究科長が進学を許可する。

(入学許可の取消)

第 40 条 第 34 条の提出書類に虚偽又は不正があった場合には、入学を取り消す。

## 第 7 章 休学、留学、退学及び除籍

(休学)

第 41 条 学生が疾病その他の理由により 2 か月以上修学することができない場合は、研究科長又は学環長の許可を得て休学することができる。

2 前項の休学は、1 年を超えることができない。

3 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合は、休学期間の延長を許可することができる。ただし、休学期間は、連続して、修士課程及び教職大学院の課程にあっては 2 年、医学系研究科医学専攻博士課程、博士後期課程及び連合農学研究科博士課程にあっては 3 年を越えることができない。

4 疾病のため修学することが適当でないと認める場合には、研究科長又は学環長は、学長の承認を得て休学を命ずことがある。

5 休学期間に中にその休学の理由が消滅したときは、研究科長又は学環長の許可を得て復学することができる。

6 休学が 3 か月以上にわたるときは、その期間は、第 14 条第 1 項から第 4 項までに規定する標準修業年限に算入しない。

7 休学した期間は、これを第 15 条に規定する在学期間に算入しない。

8 休学期間は、通算して、修士課程及び教職大学院の課程にあっては 2 年、医学系研究科医学専攻博士課程にあっては 4 年、博士後期課程及び連合農学研究科博士課程にあっては 3 年を超えることができない。

(留学)

第 42 条 学生が外国の大学の大学院へ留学する場合については、学則第 42 条第 1 項の規定を準用する。この場合において、「学部長」とあるのは「研究科長」又は「学環長」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により留学した期間は、第 14 条に規定する標準修業年限及び第 15 条に規定する在学期間に算入するものとする。

(退学)

第 43 条 学生が退学しようとするときは、研究科長又は学環長を経て学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第 44 条 次の各号の一に該当する者は、研究科委員会等の議を経て、学長が除籍する。

(1) 第 15 条に規定する在学期間を超えた者又は第 41 条第 8 項に規定する休学期間を超えてなお復学できない者

(2) 長期にわたり行方不明の者

(3) 授業料の納付の義務を怠る者

- (4) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除若しくは徴収猶予を許可された者であって、納付すべき入学料を所定の期日までに納付しないもの

## 第8章 課程の修了要件及び学位の授与 (課程の修了要件)

第45条 修士課程の修了要件は、大学院に2年以上在学し、各研究科又は各学環の定めるところにより30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

第45条の2 教職大学院の課程の修了要件は、本学教職大学院に2年以上在学し、46単位以上(高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として小学校等その他の関係機関で行う実習に係る10単位以上を含む。)を修得することとする。ただし、在学期間に關しては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適切な方法により教育を行う場合において、教育上の必要があるときは、学生の履修上の区分に応じ、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 教職大学院の課程は、教育上有益と認めるときは、当該課程に入学する前の小学校等の教員としての実務の経験を有する者について、10単位を超えない範囲で、前項に規定する実習により修得する単位の一部を免除することができる。

第46条 医学系研究科医学専攻博士課程の修了要件は、大学院に4年以上在学し、研究科の定めるところにより30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、優れた研究業績を上げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。

2 医学系研究科看護学専攻博士後期課程の修了要件は、大学院に3年以上在学し、研究科の定めるところにより14単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、優れた業績を上げた者については、修士課程における2年の在学期間を含め3年以上在学すれば足りるものとする。

第47条 理工学研究科博士後期課程の修了要件は、大学院に3年以上在学し、研究科の定めるところにより12単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、優れた研究業績を上げた者については、修士課程における2年の在学期間を含め3年以上在学すれば足りるものとする。

第48条 連合農学研究科博士課程の修了要件は、大学院に3年以上在学し、研究科の定めるところにより12単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、優れた研究業績を上げた者については、修士課程における2年の在学期間を含め3年以上在学すれば足りるものとする。

第49条 修士課程において優れた業績を上げ、当該課程を2年未満の在学期間をもって修了した者が博士後期課程又は連合農学研究科博士課程に入学した場合の修了要件は、第46条第2項、第47条及び前条のただし書中「修士課程における2年の在学期間」とあるのは「修士課程の在学期間」と読み替えて、第46条第2項、第47条又は前条の規定を適用する。

2 第31条第2号から第8号までに規定する者が博士後期課程又は連合農学研究科博士課程に入学した場合の修了要件は、第46条第2項、第47条及び前条のただし書中「修士課程における2年の在学期間を含め3年以上」とあるのは「1年以上」と読み替えて、第46条第2項、第47条又は前条の規定を適用する。

### (在学期間の短縮)

第49条の2 修士課程及び博士課程(博士後期課程及び連合農学研究科博士課程を除く。)は、第21条の規定により、当該課程に入学する前に修得した単位(第29条及び第30条の規定によ

り入学資格を有した後、修得したものに限る。) を、当該課程において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により当該課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で、当該課程が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

第49条の3 教職大学院の課程は、第21条の2の規定により、当該課程に入学する前に修得した単位を、当該課程において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により当該課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で、当該課程が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

#### (学位論文)

第50条 修士課程及び博士課程における最終試験は、学位論文を中心として、これに関連ある科目について行うものとする。

2 学位論文及び最終試験の合否は、研究科委員会等において審査し、決定する。

#### (学位)

第51条 本学大学院の課程を修了した者には、博士、修士又は教職修士（専門職）の学位を授与する。

#### (論文提出による学位の授与)

第52条 前条に定めるもののほか、学位規則(昭和28年文部省令第9号)の定めるところにより、本学大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者にも博士の学位を授与することができる。

#### (学位の授与に関する規程)

第53条 前10条に規定するもののほか、学位の授与については、別に定める。

### 第9章 教育職員免許

#### (教育職員免許)

第54条 教育職員免許法及び同法施行規則に定める所定の科目に該当する授業科目の単位を修得した者は、教育職員免許状を受ける資格を得ることができる。

2 前項の規定に基づく資格を得た者が受けることのできる研究科及び専攻ごとの教育職員免許状の種類及び教科は、別表2のとおりとする。

### 第10章 賞罰

#### (表彰)

第55条 学生で表彰に値する業績又は行為があるときは、学長がこれを表彰する。

2 学生の表彰に関し必要な事項は、別に定める。

#### (懲戒)

第56条 本学の規則に違反し、又は学生の本分を守らない者があるときは、研究科長又は学環長の申出に基づき国立大学法人愛媛大学教育研究評議会の議を経て学長がこれを懲戒する。

2 懲戒は、退学、停学及び戒告の3種とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に限り、これを行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 正当の理由がなくて出席が常でなく成業の見込みがないと認められる者
- (3) 本学の秩序を著しく乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 停学が3か月以上にわたるときは、その期間は、第14条第1項から第4項までに規定する標準修業年限に算入しない。

### 第11章 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、特別研究学生及び外国人留学

## 生

### (研究生)

第 57 条 特定事項について本学大学院（教職大学院を除く。）において研究することを志願する者があるときは、研究科及び学環の授業及び研究に妨げのない限り、選考の上、研究生として研究科長又は学環長の申出に基づき学長が入学を許可することがある。

2 本学大学院の研究生として入学することのできる者は、次の各号に掲げる課程ごとに当該各号に定める者とする。

#### (1) 修士課程及び博士前期課程

修士の学位を有する者又はこれと同等以上の学力があると認めた者

#### (2) 博士課程及び博士後期課程

博士の学位を有する者又はこれと同等以上の学力があると認めた者

3 研究生の在学期間は、1年以内とする。ただし、研究上必要があると認める場合には、在学期間を更新することができる。

### (科目等履修生及び聴講生)

第 57 条の 2 本学大学院（教職大学院を除く。）の授業科目中、1 又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、研究科及び学環の授業及び研究に妨げのない限り、選考の上、科目等履修生又は聴講生として研究科長又は学環長の申出に基づき学長が入学を許可することがある。

2 科目等履修生及び聴講生の入学の時期は、毎学期の始めとし、その在学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合には、在学期間を更新することができる。

3 科目等履修生に対する単位の授与については、第 23 条の規定を準用する。

### (特別聴講学生)

第 58 条 他の大学の大学院又は外国の大学の大学院の学生で、本学大学院の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学の大学院との協議に基づき、特別聴講学生として研究科長又は学環長の申出により学長が入学を許可することがある。

### (研究生等に関する規程)

第 59 条 研究生、科目等履修生、聴講生及び特別聴講学生に関する規程は、別に定める。

### (特別研究学生)

第 60 条 他の大学の大学院又は外国の大学の大学院の学生で、本学大学院（教職大学院を除く。）において研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該大学の大学院との協議に基づき、特別研究学生として研究科長又は学環長の申出により学長が入学を許可することがある。

### (外国人留学生)

第 61 条 外国人で、大学院において教育を受ける目的をもって入国し、本学大学院（教職大学院を除く。）に入学を志願する者があるときは、特別に選考の上、研究科長又は学環長の申出に基づき、外国人留学生として学長が入学を許可することがある。

2 外国人留学生については、第 10 条に規定する収容定員の定員外とすることができます。

3 外国人留学生に関する規程は、別に定める。

## 第 12 章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

### (検定料)

第 62 条 検定料の額は、国立大学法人愛媛大学授業料等料金規則（以下「料金規則」という。）に定める額とする。

2 受理した検定料は、返還しない。

### (入学料)

第 63 条 入学料の額は、料金規則に定める額とする。

2 受理した入学料は、返還しない。

3 前項の規定にかかわらず、入学料を納付した者が、所定の入学手続き期間内に入学を辞退した場合には、納付した者の申出により、当該入学料相当額を返還する。

### (授業料)

第 64 条 学生は、授業料を納付しなければならない。

- 2 授業料の額は、料金規則に定める額とし、次の2期に分けてそれぞれ年額の2分の1に相当する額を納付するものとする。
- 前期 4月1日から9月23日まで  
納付期 4月1日から4月30日まで  
後期 9月24日から翌年3月31日まで  
納付期 9月24日から10月31日まで
- 3 前項の規定にかかわらず、学生の申出があったときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収できるものとする。
- 4 授業料を所定の期日までに納付しない者に対しては、登学を停止することがある。
- 5 受理した授業料は、返還しない。
- 6 前項の規定にかかわらず、前期又は前期及び後期に係る授業料を納付した者で、休学の時期が前期又は後期に係る授業料の納付期の場合は、納付した者の申出により休学した月の翌月以降の授業料相当額を返還する。
- 7 第5項の規定にかかわらず、前期及び後期に係る授業料を納付した者が後期に係る授業料の納付期前に休学（前期に係る授業料の納付期に休学した場合を除く。）又は退学した場合には、納付した者の申出により後期に係る授業料相当額を返還する。
- 8 第2項から前項までの規定にかかわらず、学長が特に必要と認める場合は、授業料の納付及び返還の取扱いについて、別に定めるところによることができる。

（寄宿料）

第65条 寄宿舎に入寮した者は、寄宿料を納付しなければならない。

- 2 寄宿料の額は、料金規則で定める額とする。  
3 受理した寄宿料は、返還しない。

（検定料の免除）

第65条の2 特別な事情により検定料を納付することが著しく困難であると認められる者については、検定料を免除することがある。

- 2 検定料の免除の取扱いについては、別に定める。

（入学料の免除）

第66条 次の各号の一に該当する者については、その者の願い出により入学料の全額又は半額を免除することがある。

- (1) 本学の大学院に入学する者であって経済的理由により入学料の納付が困難であり、かつ、本学が別に定める学力基準を満たす者  
(2) その他特別な事情により入学料を納付することが著しく困難であると認められる者  
2 入学料の免除の取扱いについては、別に定める。

（入学料の徴収猶予）

第67条 次の各号の一に該当する者については、その者の願い出により入学料の徴収を猶予することがある。

- (1) 経済的理由によって納付期限までに納付が困難である者  
(2) 入学前1年以内において、入学する者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに納付が困難であると認められる者  
(3) その他やむを得ない事情があると認められる者  
2 前項の規定により入学料の徴収を猶予する期間は、4月入学者については9月23日まで、9月入学者については2月末日までとする。  
3 入学料の徴収猶予の取扱いについては、別に定める。

（授業料等に係る学則の準用）

第68条 授業料及び寄宿料の徴収方法並びに免除及び徴収猶予等の取扱いについては、学則第60条から第65条まで、第68条（第1項第3号を除く。）及び第69条の規定を準用する。

（研究生等の検定料、入学料及び授業料）

第69条 研究生、科目等履修生及び聴講生は、検定料、入学料及び授業料を納付しなければならない。

- 2 研究生、科目等履修生及び聴講生の検定料、入学料及び授業料の額並びに徴収方法は、別に

定める。

- 3 国立大学の大学院の学生である特別聴講学生及び特別研究学生については、検定料、入学校及び授業料を徴収しない。
- 4 国立大学以外の大学（以下「公私立等の大学」という。）又は外国の大学の大学院の学生である特別聴講学生及び特別研究学生については、授業料のみを徴収する。この場合の授業料の額及び徴収方法は、別に定める。
- 5 前項の規定にかかわらず、本学と公私立等の大学又は外国の大学との間における大学間交流協定等において授業料が相互に不徴収とされた場合は、当該協定等に基づく特別聴講学生及び特別研究学生については、授業料を徴収しない。

### 第 13 章 特別の課程の履修証明

(特別の課程の履修証明)

第 70 条 本学大学院は、学校教育法第 105 条及び学校教育法施行規則第 164 条の定めるところにより、本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを履修した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付できるものとする。

- 2 前項の実施に関し必要な事項は、別に定める。

### 第 14 章 厚生補導

(厚生補導組織)

第 71 条 本学大学院は、学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、教育・学生支援機構、基本規則第 19 条の規定により置く厚生補導に関する委員会、総合健康センター及び教育学生支援部からなる厚生補導組織を編制する。

### 第 15 章 大学運営組織

(大学運営組織)

第 72 条 本学大学院は、第 4 条の 2 第 1 項に規定する教育研究実施組織及び前条に規定する厚生補導組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、大学院運営に係る企画立案、本学大学院以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他の大学院運営に必要な業務を行うため、次の各号に掲げる組織からなる大学運営組織を編制する。

- (1) 基本規則第 19 条から第 21 条の 17 までに規定する組織
- (2) 基本規則第 30 条に規定する機構等
- (3) 基本規則第 25 条に規定する業務組織

### 第 16 章 雜則

第 73 条 この大学院学則に定めるもののほか、本学大学院の研究科及び学環に関し必要な事項は、各研究科及び各学環が別に定める。

### 附 則

- 1 この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 16 年 3 月 31 日に本学に在学する者に係る教育課程、履修方法、修了、学位等については、なお従前の例による。
- 3 平成 16 年度における教育学研究科の学校教育専攻、教科教育専攻及び学校臨床心理専攻並びに全研究科の学生の総定員は、第 10 条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

研究科	専攻	平成 16 年度
		総定員
教育学研究科	学校教育専攻	11

	障害児教育専攻	1 0
	教科教育専攻	6 3
	学校臨床心理専攻	9
	計	9 3
全 研 究 科		1 , 0 3 9

附 則

この学則は、平成16年8月4日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 教育学研究科障害児教育専攻は、改正後の第4条第2項の規定にかかわらず、平成17年3月31日に同専攻に在学する者が同専攻に在学しなくなる日までの間存続するものとし、同専攻の学生に係る教育課程、履修方法、修了、学位等については、なお従前の例による。
- 3 平成17年度の教育学研究科の学生の総定員は、改正後の第10条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

研究科	専攻	平成17年度
		総定員
教育学研究科	学校教育専攻	1 0
	特別支援教育専攻	
	特別支援学校教育専修	5
	特別支援教育コーディネーター専修	6
	教科教育専攻	6 0
	学校臨床心理専攻	1 8
	(従前の専攻)	
	障害児教育専攻	5
	計	1 0 4

附 則

この学則は、平成17年7月13日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 医学系研究科博士課程の形態系専攻、機能系専攻及び生態系専攻は、改正後の第4条第2項の規定にかかわらず、平成18年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間存続するものとし、当該専攻の学生に係る教育課程、履修方法、修了、学位等については、なお従前の例による。
- 3 理工学研究科博士前期課程の機械工学専攻、電気電子工学専攻、環境建設工学専攻、機能材料工学専攻、応用化学専攻、情報工学専攻、数理科学専攻、物質理学専攻及び生物地球圏科学専攻並びに同研究科博士後期課程の物質工学専攻、システム工学専攻、生産工学専攻及び環境科学専攻は、改正後の第4条第2項の規定にかかわらず、平成18年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間存続するものとし、当該専攻の学生に係る教育課程、履修方法、修了、学位等については、なお従前の例による。
- 4 平成18年度、平成19年度及び平成20年度の医学系研究科博士課程及び理工学研究科の学生の総定員は、改正後の第10条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

研究科	専攻	平成18年度	平成19年度	平成20年度
		総定員	総定員	総定員
医学系研究科	【博士課程】 医学専攻 (従前の専攻)	3 0	6 0	9 0
	形態系専攻	3 0	2 0	1 0
	機能系専攻	3 6	2 4	1 2
	生態系専攻	2 4	1 6	8

理工学研究科	【博士前期課程】			
	生産環境工学専攻	6 0	1 2 0	1 2 0
	物質生命工学専攻	5 7	1 1 4	1 1 4
	電子情報工学専攻	5 7	1 1 4	1 1 4
	数理物質科学専攻	4 0	8 0	8 0
	環境機能科学専攻 (従前の専攻)	2 6	5 2	5 2
	機械工学専攻	3 0		
	電気電子工学専攻	2 7		
	環境建設工学専攻	3 0		
	機能材料工学専攻	2 7		
	応用化学専攻	3 0		
	情報工学専攻	3 0		
	数理科学専攻	1 4		
	物質理学専攻	2 8		
	生物地球圏科学専攻	2 4		
	【博士後期課程】			
	生産環境工学専攻	6	1 2	1 8
	物質生命工学専攻	5	1 0	1 5
	電子情報工学専攻	4	8	1 2
	数理物質科学専攻	4	8	1 2
	環境機能科学専攻 (従前の専攻)	4	8	1 2
	物質工学専攻	1 0	5	
	システム工学専攻	1 0	5	
	生産工学専攻	1 0	5	
	環境科学専攻	1 6	8	

#### 附 則

この学則は、平成18年11月8日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成19年9月12日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

#### 附 則

1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

2 平成21年3月31日に連合農学研究科博士課程に在学する者に係る修了要件については、改正後の第48条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

この学則は、平成21年5月13日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成22年2月16日から施行する。

#### 附 則

1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。

2 平成23年3月31日に法文学研究科人文科学専攻に在学する者の教育職員免許状を受ける資格を得ることができる教育職員免許状の種類及び教科は、改正後の別表（第54条第2項関

係)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年10月10日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。

2 教育学研究科学校教育専攻及び農学研究科生物資源学専攻は、改正後の第4条第2項の規定にかかわらず、平成28年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間存続するものとし、当該専攻の学生に係る教育課程、履修方法、修了、学位等については、なお従前の例による。

3 平成28年度の教育学研究科、理工学研究科及び農学研究科の学生の総定員は、改正後の第10条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

研究科	専攻	平成28年度
		総定員
教育学研究科	特別支援教育専攻	16
	教科教育専攻	50
	学校臨床心理専攻	18
	教育実践高度化専攻 (従前の専攻)	15
	学校教育専攻	5
	計	104
理工学研究科	【博士前期課程】	
	生産環境工学専攻	122
	物質生命工学専攻	118
	電子情報工学専攻	116
	環境機能科学専攻	54
農学研究科	食料生産学専攻	26
	生命機能学専攻	23
	生物環境学専攻 (従前の専攻)	23
	生物資源学専攻	72
	計	144

附 則

この学則は、平成28年5月24日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年9月12日から施行し、平成30年7月5日から適用する。

附 則

1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。

2 平成31年3月31日に教育学研究科教科教育専攻に在学する者の教育職員免許状を受ける資格を得ることができる教育職員免許状の種類及び教科は、改正後の別表(第54条第2項関係)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。

- 2 法文学研究科の総合法政策専攻及び人文科学専攻並びに教育学研究科の特別支援教育専攻、教科教育専攻及び学校臨床心理専攻は、改正後の第4条第2項の規定にかかるわらず、令和2年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間存続するものとし、当該専攻の学生に係る教育課程、履修方法、修了、学位等については、なお従前の例による。
- 3 令和2年度及び令和3年度の人文社会科学研究科、法文学研究科、教育学研究科及び医学系研究科並びに全研究科の学生の総定員は、改正後の第10条の規定にかかるわらず、次の表に掲げるとおりとする。

研究科	専攻	令和2年度	令和3年度
		総定員	総定員
人文社会科学研究科	法文学専攻	12	24
	産業システム創成専攻	8	16
	計	20	40
(従前の研究科) 法文学研究科	(従前の専攻)		
	総合法政策専攻	15	
	人文科学専攻	10	
	計	25	
教育学研究科	心理発達臨床専攻	10	20
	教育実践高度化専攻 (従前の専攻)	55	80
	特別支援教育専攻	5	
	教科教育専攻	20	
	学校臨床心理専攻	9	
	計	99	100
医学系研究科	【博士課程】 医学専攻	120	120
	【博士前期課程】 看護学専攻	28	24
	【博士後期課程】 看護学専攻	2	4
	全 研 究 科	1,058	1,052

- 4 令和2年3月31日に教育学研究科教育実践高度化専攻に在学する者の教育職員免許状を受ける資格を得ることができる教育職員免許状の種類及び教科は、改正後の別表（第54条第2項関係）の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この学則は、令和2年10月21日から施行し、令和2年6月30日から適用する。
- 2 令和2年6月29日に本学大学院に在学する者については、改正後の第21条、第25条、第25条の3及び第49条の2の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

この学則は、令和3年2月10日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

#### 附 則

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度の医学系研究科、農学研究科及び医農融合公衆衛生学環の学生の総定員は、改正後の第10条の規定にかかるわらず、次の表に掲げるとおりとする。

研究科・学環	専攻	令和4年度
		総定員
医学系研究科	【博士課程】 医学専攻	120
	【博士前期課程】 看護学専攻	24

	【博士後期課程】 看護学専攻	(2) 6
農学研究科	食料生産学専攻	52 (1)
	生命機能学専攻	46
	生物環境学専攻	46 (2)
医農融合公衆衛生学環		5

#### 附 則

- この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 理工学研究科の生産環境工学専攻、物質生命工学専攻、電子情報工学専攻、数理物質科学専攻及び環境機能科学専攻は、改正後の第4条第2項の規定にかかわらず、令和5年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間存続するものとし、当該専攻の学生に係る教育課程、履修方法、修了、学位等については、なお従前の例による。
- 令和5年度及び令和6年度の人文社会科学研究科、理工学研究科、農学研究科及び地域レジリエンス学環の学生の総定員は、改正後の第10条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

研究科・学環	専攻	令和5年度	令和6年度
		総定員	総定員
人文社会科学研究科	法文学専攻	24 b (1)	24 b (2)
	産業システム創成専攻	16 b (1)	16 b (2)
理工学研究科	【博士前期課程】 理工学専攻 (従前の専攻)	250 b (2)	500 b (4)
	生産環境工学専攻	62	
	物質生命工学専攻	61	
	電子情報工学専攻	59	
	数理物質科学専攻	40	
	環境機能科学専攻	28	
	【博士後期課程】 理工学専攻 (従前の専攻)	23	46
	生産環境工学専攻	12	6
	物質生命工学専攻	10	5
	電子情報工学専攻	8	4
	数理物質科学専攻	8	4
	環境機能科学専攻	8	4
農学研究科	食料生産学専攻	52 a (2) b (1)	52 a (2) b (2)
	生命機能学専攻	46	46
	生物環境学専攻	46 a (4) b (1)	46 a (4) b (2)
		6	12
地域レジリエンス学環			

#### 附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年度の理工学研究科博士前期課程及び全研究科の学生の総定員は、改正後の第10条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

研究科・学環	専攻	令和6年度
		総定員
理工学研究科	【博士前期課程】 理工学専攻	520 b (4)
全 研 究 科		1,074

- 3 令和6年3月31日に教育学研究科教育実践高度化専攻に在学する者の教育職員免許状を受ける資格を得ることができる教育職員免許状の種類及び教科は、改正後の別表2（第54条第2項関係）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表1（第4条の2関係）

研究科・学環	教育研究実施組織	
	専攻※	業務組織等
人文社会科学研究科	法文学専攻	法文学部事務課
	産業システム創成専攻	社会共創学部事務課
教育学研究科	心理発達臨床専攻	教育学部事務課
	教育実践高度化専攻	城北地区技術部
医学系研究科	博士課程	医学部各課
	博士前期課程	重信地区技術部
	博士後期課程	看護学専攻
理工学研究科	博士前期課程	理学部事務課
	博士後期課程	工学部事務課
農学研究科	食料生産学専攻	農学部事務課
	生命機能学専攻	農学部技術室
	生物環境学専攻	
連合農学研究科	生物資源生産学専攻	農学部事務課
	生物資源利用学専攻	農学部技術室
	生物環境保全学専攻	
医農融合公衆衛生学環		医学部各課 農学部事務課 重信地区技術部 農学部技術室
地域レジリエンス学環		法文学部事務課 教育学部事務課 社会共創学部事務課 理学部事務課 医学部各課 工学部事務課 農学部事務課 重信地区技術部 城北地区技術部 農学部技術室

※ 教育課程を構成する教員で編制する。

別表2（第54条第2項関係）

研究科	専攻	免許状の種類	教科
人文社会科学研究科	法文学専攻	中学校教諭専修免許状	国語、社会、英語
		高等学校教諭専修免許状	国語、地理歴史、公民、英語
教育学研究科	教育実践高度化専攻	幼稚園教諭専修免許状	
		小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業、職業指導、英語、ドイツ語、フランス語、宗教
		高等学校教諭専修免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、家庭、情報、農業、工業、商業、水産、福祉、商船、職業指導、英語、ドイツ語、フランス語、宗教

		特別支援学校教諭専修免許状 (聴覚障害者に関する教育の領域) (知的障害者に関する教育の領域) (肢体不自由者に関する教育の領域) (病弱者に関する教育の領域)	
		養護教諭専修免許状	
医学系研究科 (博士前期課程)	看護学専攻	高等学校教諭専修免許状	看護
		養護教諭専修免許状	
理物理学研究科 (博士前期課程)	理物理学専攻	中学校教諭専修免許状	数学、理科
		高等学校教諭専修免許状	数学、理科、情報、工業
農学研究科	食料生産学専攻	高等学校教諭専修免許状	農業
	生命機能学専攻	中学校教諭専修免許状	理科
		高等学校教諭専修免許状	理科
	生物環境学専攻	高等学校教諭専修免許状	農業

# 愛媛大学学位規程

平成16年4月1日  
規則第147号

## 目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 学位の種類等（第2条～第4条）
- 第3章 学位授与の申請及び審査方法等（第5条～第10条）
- 第4章 学位の授与等（第11条～第17条）
- 第5章 雜則（第18条・第19条）

## 附則

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号。以下「省令」という。）第13条第1項、愛媛大学学則（以下「学則」という。）第48条第2項及び愛媛大学大学院学則第53条の規定に基づき、愛媛大学（以下「本学」という。）において授与する学位について必要な事項を定める。

### 第2章 学位の種類等

#### (学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び教職修士（専門職）とする。

#### (学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与するものとする。

2 修士の学位は、本学大学院の博士前期課程又は修士課程を修了した者に授与するものとする。

3 博士の学位は、本学大学院の博士課程を修了した者に授与するものとする。

4 前項に規定するもののほか、博士の学位は、本学に学位論文を提出し、本学大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者にも授与することができる。

5 教職修士（専門職）の学位は、本学大学院の専門職学位課程を修了した者に授与するものとする。

#### (学位に付記する専攻分野の名称)

第4条 本学において授与する学位に付記する専攻分野の名称は、学士の学位にあっては別表1のとおりとし、修士、博士及び教職修士（専門職）の学位にあっては別表2のとおりとする。

### 第3章 学位授与の申請及び審査方法等

#### (修士の学位授与の申請)

第5条 修士の学位の授与を受けようとする者は、所定の学位申請書に学位論文又は特定の課題についての研究の成果を添え、各研究科又は各学環（愛媛大学大学院学則第3条第1項に定める学環をいう。以下同じ。）において定める時期に、研究科長又は学環長を経て学長に提出するものとする。

2 受理した学位論文又は特定の課題についての研究の成果は、返還しない。

(博士の学位授与の申請)

第6条 博士の学位の授与を受けようとする者は、所定の学位申請書に学位論文を添え、各研究科において定める時期に、研究科長を経て学長に提出するものとする。

2 第3条第4項の規定により博士の学位の授与を受けようとする者は、前項に規定するもののほか、学位論文審査手数料（以下「審査料」という。）57,000円を納付しなければならない。ただし、本学大学院の博士課程に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学したときから1年以内に学位論文の審査を申請した場合には、審査料の納付を免除する。

3 受理した学位論文及び審査料は、返還しない。

(学位論文)

第7条 学位論文は1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

(学位論文の審査等の付託及び審査委員会)

第8条 学長は、学位授与の申請を受理したときは、学位論文（修士の学位の授与を受けようとする者が提出する特定の課題についての研究の成果を含む。以下同じ。）の審査及び最終試験又は試問を研究科委員会、学環委員会又は研究科教授会（以下「研究科委員会等」という。）に付託するものとする。

2 前項の審査及び最終試験又は試問を付託された研究科委員会等は、学位論文の内容及び専攻に関係があり、かつ、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）に定める資格を有する当該研究科又は当該学環の研究指導教員の中から審査委員3人以上を選出して審査委員会を設置し、当該審査及び最終試験又は試問を行わせ、かつ、その結果を報告させるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、研究科委員会等において、必要がある場合は、当該研究科又は当該学環の研究指導教員以外の担当教員を審査委員に充てることができるものとする。ただし、審査委員のうち少なくとも2人は研究指導教員としなければならない。

4 第2項に規定する学位論文の審査を行う場合において、研究科委員会等が必要と認めた場合は、同項及び前項に定める審査委員のほかに他の研究科若しくは学環又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員として審査委員会に加えることができる。

(最終試験及び試問)

第9条 最終試験は、第3条第2項又は第3項の規定により学位の授与を申請した者に対し、学位論文の審査が終わった後、学位論文の内容を中心として、これに関係ある科目につき筆答又は口頭で行うものとする。

2 試問は、第3条第4項の規定により学位の授与を申請した者に対し、学位論文の審査が終わった後、専攻学術に関し、本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認するため筆答又は口頭で行うものとする。

3 本学大学院の博士課程に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、学位論文完成後本学大学院に再入学しないで第3条第4項の規定による学位の授与を申請した場合は、当該研究科が定める年限内に申請したときに限り、前項に規定する試問を免除することができる。

(合否の決定)

第10条 研究科委員会等は、第8条第2項に規定する審査委員会の報告に基づいて、学位論文の審査及び最終試験又は試問の合否について決定する。

2 前項の決定をするには、研究科委員会等の構成員の3分の2以上（連合農学研究科委員会にあっては2分の1以上）の出席を要し、かつ、出席者の無記名投票により、3分の2以上（連合農学研究科委員会にあっては4分の3以上）の賛成がなければならない。

（学位審査の報告）

第11条 研究科長又は学環長は、前条の決定を行ったときは速やかに、決定の結果を氏名、学位の種類及び学位を授与する年月日等を記載した書類により学長に報告するものとする。

2 博士課程の研究科長は、前項の書類に学位論文、学位論文の内容の要旨、学位論文審査の結果の要旨等を添えて報告するものとする。

#### 第4章 学位の授与等

（学位の授与）

第12条 学長は、前条の報告を受けて学位を授与すべき者を決定し、学位記を交付して学位を授与するものとし、学位を授与できない者にはその旨を通知するものとする。

2 学長は、学則第46条及び第47条の規定に基づいて卒業を認定した者に対し、学位記を交付して学位を授与するものとする。

（学位記の様式）

第13条 学位記の様式は、別紙第1から別紙第7までのとおりとする。

（学位授与の報告）

第14条 学長は、第12条第1項の規定により博士の学位を授与したときは、省令第12条の規定の定めるところにより、文部科学大臣に報告するものとする。

（学位論文の要旨等の公表）

第15条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

（学位論文の公表）

第16条 博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から1年以内に、当該学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受け、当該学位の授与に係る論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めて応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学が指定するウェブサイトにより行うものとする。

（学位の名称の使用）

第17条 本学の学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは「愛媛大学」と付記するものとする。

#### 第5章 雜則

（学位授与の取消し）

第18条 本学において学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、学長は当該研究科委員会等及

び国立大学法人愛媛大学教育研究評議会（以下「教育研究評議会」という。）の議を経て学位を取り消し、学位記を返納させ、かつ、その旨を公表するものとする。

- 2 研究科委員会等及び教育研究評議会が前項の規定による決定をするには、構成員の3分の2以上（連合農学研究科委員会にあっては2分の1以上）の出席を要し、かつ、出席者の無記名投票により、3分の2以上（連合農学研究科委員会にあっては4分の3以上）の賛成がなければならない。

（雑則）

第19条 この規程の実施に必要な細則は、各研究科及び各学環において定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年6月11日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

- 2 平成20年度以前に連合農学研究科博士課程に入学した者の学位授与の申請については、改正後の第6条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成21年7月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年2月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月14日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

- 2 平成20年度以前に連合農学研究科博士課程に入学した者の試問及び学位記の様式については、改正後の第9条第3項及び別紙第5の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成25年5月15日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年4月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

- 2 平成28年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成28年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、再入学又は転学部する者の学位については、改正後の別表1及び別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日在学する者（以下「在学者」という。）及び平成31年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、再入学又は転学部する者の学位については、改正後の別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年3月31日在学する者（以下「在学者」という。）及び令和2年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、再入学又は転学部する者の学位については、改正後の別表1及び別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年3月31日在学する者（以下「在学者」という。）及び令和5年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、再入学する者の学位については、改正後の別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表1（第4条関係）

学士の学位に付記する専攻分野の名称

学 部	学 科 (課 程)	専攻分野の名称
法文学部	人文社会学科	法学・政策学 学術 人文学
教育学部	学校教育教員養成課程	教育学
社会共創学部	産業マネジメント学科 産業イノベーション学科 環境デザイン学科 地域資源マネジメント学科	社会共創学
理学部	理学科	理学
医学部	医学科	医学
	看護学科	看護学
工学部	工学科	工学
農学部	食料生産学科 生命機能学科 生物環境学科	農学

別表2（第4条関係）

修士、博士及び教職修士（専門職）の学位に付記する専攻分野の名称

研究科・学環	専 攻	専攻分野の名称		
		修 士	博 士	教職修士 (専門職)
人文社会科学研究科	法文学専攻	法学 人文学		
	産業システム創成専攻	経済学 学術		
教育学研究科	心理発達臨床専攻	臨床心理学		
	教育実践高度化専攻			
医学系研究科	医学専攻		医学	
	看護学専攻	看護学	看護学	
理工学研究科	理工学専攻	工学 理学 数理情報学	工学 理学 数理情報学	
農学研究科	食料生産学専攻	農学		
	生命機能学専攻			
	生物環境学専攻			
連合農学研究科	生物資源生産学専攻 生物資源利用学専攻 生物環境保全学専攻		農学 学術	
医農融合公衆衛生学 環		公衆衛生学		
地域レジリエンス学 環		学術		

別紙第1（第3条第1項の規定により学士の学位を授与する場合）

○第 号

学 位 記

(氏名)

年 月 日 生

本学〇〇学部〇〇学科（課程）所定の課程を修め本学を卒業したので学士（〇〇）の学位を授与する

年 月 日

愛媛大学

別紙第2（第3条第2項の規定により修士の学位を授与する場合）

○修第 号

学 位 記

(氏名)

年 月 日 生

本学大学院〇〇研究科（学環）修士課程（博士前期課程）において所定の単位を修得し学位論文（特定の課題についての研究の成果）の審査及び最終試験に合格したので修士（〇〇）の学位を授与する

年 月 日

愛媛大学

別紙第3（第3条第3項の規定により博士の学位を授与する場合）

甲○博第 号

学 位 記

(氏名)

年 月 日 生

本学大学院○研究科博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士（○○）の学位を授与する

年 月 日

愛媛大学

別紙第4（第3条第4項の規定により博士の学位を授与する場合）

乙○博第 号

学 位 記

(氏名)

年 月 日 生

本学に学位論文を提出し所定の審査及び試間に合格したので博士（○○）の学位を授与する

（博士論文名）

年 月 日

愛媛大学

別紙第5（第3条第3項の規定により博士の学位を授与する場合）

甲農博第 号

学 位 記

(氏名)

年 月 日 生

本学大学院連合農学研究科○○専攻の研究指導を○○大学において受け所定の単位を修得し学位論文審査及び最終試験に合格したことを認める

愛媛大学大学院連合農学研究科委員会

上記の認定により博士（○○）の学位を授与する

年 月 日

愛 媛 大 学

別紙第6（第3条第4項の規定により博士の学位を授与する場合）

乙農博第 号

学 位 記

(氏名)

年 月 日 生

本学に学位論文を提出し所定の審査及び試間に合格したことを認める

愛媛大学大学院連合農学研究科委員会

上記の認定により博士（○○）の学位を授与する

（博 士 論 文 名）

年 月 日

愛 媛 大 学

別紙第7（第3条第5項の規定により教職修士（専門職）の学位を授与する場合）

教職修第 号

学 位 記

(氏名)

年 月 日 生

本学大学院教育学研究科教育実践高度化専攻の専門職学位課程において所定の単位を修得したので教職修士（専門職）の学位を授与する

年 月 日

愛媛大学

## 愛媛大学大学院教育学研究科規則

平成16年4月1日  
規則第 211号

### (趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人愛媛大学基本規則（以下「基本規則」という。）第27条第3項の規定に基づき、愛媛大学大学院教育学研究科（以下「研究科」という。）に関し、必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 研究科は、学校教育法、愛媛大学大学院学則（以下「学則」という。）及び愛媛大学憲章を踏まえ、学校教育と社会教育に関する学術の理論及び応用を教授・研究し、高度な実践的能力を有する学校教育教員及び高度専門職業人の養成を行うとともに、現職教員の深い学識及び卓越した能力を培い、成長過程に即した研修・研鑽を支援し、学校教育及び広く社会の教育・文化の発展に貢献することを目的とする。

### (専攻及びコース)

第3条 研究科に、次の専攻、コース及び領域を置く。

心理発達臨床専攻 臨床心理学領域

教育実践高度化専攻 リーダーシップ開発コース  
教育実践開発コース  
教科領域コース  
特別支援教育コース

### (研究科委員会)

第4条 研究科に、基本規則第47条第1項の規定に基づき、愛媛大学大学院教育学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）を置く。

2 研究科委員会については、別に定める。

### (教育方法)

第5条 心理発達臨床専攻の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）により行う。

2 教育実践高度化専攻の教育は、授業科目の授業により行う。

3 研究科において教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

### (指導教員)

第6条 学生の研究指導のため、指導教員を置く。

2 指導教員は、学生1人について、主指導教員1人及び副指導教員1人とする。

3 主指導教員は、原則として研究科担当の教授をもって充てる。

4 副指導教員は、研究科担当の教授、准教授又は講師をもって充てる。

### (入学者の選考)

第7条 入学者の選考方法は、別に定める。

### (授業科目及び単位数)

第8条 授業科目及び単位数は、別に定める。

### (履修方法)

第9条 学生は、所属する専攻の授業科目のうちから、指導教員の指導の下に、心理発達臨床専攻においては、40単位以上、教育実践高度化専攻においては、46単位以上（高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うこと）を目的として小中学校等そ

の他の関係機関で行う実習に係る10単位以上を含む。)を修得しなければならない。

- 2 教育実践高度化専攻においては、教育上有益と認めるときは、当該専攻に入学する前の小中学校等の教員としての実務の経験を有する者について、6単位を上限に、前項に規定する実習に係る単位を修得したものとみなすことができる。
- 3 学生は、履修しようとする授業科目を、毎学期の始めに指導教員の指導に基づいて選定し、その授業科目を担当する教員の承諾を得て、研究科長に届け出なければならない。
- 4 学生は、他の研究科及び学部の授業科目を指導教員の承認を受け、所定の手続を経て、履修することができる。ただし、第1項に規定する単位には算入しない。  
(長期にわたる教育課程の履修)

第9条の2 学則第22条の規定に基づき、学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する旨を申し出たときは、別に定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

- 2 前項の規定により計画的な履修が認められた者の修業年限は、学則第14条第1項に規定する標準修業年限に、1年を加えた年数とする。
- 3 第1項の規定により計画的な履修が認められた者の在学期間は、学則第14条第1項に規定する標準修業年限の2倍を超えない年数に、1年を加えた年数とする。  
(試験及び成績評価)

第10条 試験は、筆記試験、口頭試験、実技試験又は研究報告とし、その授業科目、日時その他必要な事項をあらかじめ公示する。

- 2 成績判定の評語は、原則として秀、優、良、可及び不可とし、その区分は、次のとおりとする。ただし、授業科目によっては、合格で表すことができるところとする。

評語	評点の範囲	基準
秀	90点以上100点まで	授業科目の到達目標を極めて高い水準で達成している。
優	80点以上90点未満	授業科目の到達目標を高い水準で達成している。
良	70点以上80点未満	授業科目の到達目標を標準的な水準で達成している。
可	60点以上70点未満	授業科目の到達目標を最低限の水準で達成している。
不可	60点未満	授業科目の到達目標を達成していない。

(単位の認定)

- 第11条 単位修得の認定は、試験により、担当教員が行う。
- 2 学則第21条又は第21条の2の規定により習得した単位を、第9条第1項の規定による単位に算入する場合の認定は、研究科委員会が行う。
  - 3 学則第25条又は第25条の2の規定により修得した単位を、第9条第1項の規定による単位に算入する場合の認定は、研究科委員会が行う。

(学位論文)

第12条 学位論文は、指導教員の承認を得て、指定された期日までに、研究科長に提出しなければならない。

- 2 学位論文の審査、最終試験及び試問に関する事項は、別に定める。  
(学位)

第13条 心理発達臨床専攻において授与する学位は、修士とし、専攻分野として臨床心理学の名称を付記する。

- 2 教育実践高度化専攻において授与する学位は、教職修士(専門職)とする。

(教育職員の免許)

第14条 教育職員の免許状を受けようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 研究科において取得できる教育職員の免許状の種類及び教科は、別表のとおりとする。

(心理臨床相談室)

第15条 研究科に、愛媛大学大学院教育学研究科心理臨床相談室（以下「心理臨床相談室」という。）を置く。

- 2 心理臨床相談室に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、研究科委員会が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

- 2 平成16年3月31日に研究科に在学する者に係る教育課程、履修方法、修了、学位等については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

- 2 障害児教育専攻は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成17年3月31日に同専攻に在学する者が同専攻に在学しなくなる日までの間存続するものとし、同専攻の学生に係る教育課程、履修方法、修了、学位等については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成17年7月21日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

- 2 改正後の大学院教育学研究科規則は、平成18年度入学者から適用し、平成17年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成18年9月21日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年5月15日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

- 2 学校教育専攻は、改正後の第3条の規定にかかわらず、平成28年3月31日に同専攻に在学する者が同専攻に在学しなくなる日までの間存続するものとし、同専攻の学生に係る教育課程、履修方法、修了、学位等については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

- 2 改正後の大学院教育学研究科規則は、平成31年度入学者から適用し、平成30年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

2 改正後の大学院教育学研究科規則は、令和2年度入学者から適用し、平成31年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別 表（第14条第2項関係）

専攻	専修・コース	取得できる免許状	
		種類	教科
教育実践高度化専攻	リーダーシップ開発コース 教育実践開発コース 教科領域コース 特別支援教育コース	幼稚園教諭専修免許状	
		小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業、職業指導、英語、ドイツ語、フランス語、宗教
		高等学校教諭専修免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、家庭、情報、農業、工業、商業、水産、福祉、商船、職業指導、英語、ドイツ語、フランス語、宗教
		特別支援学校教諭専修免許状  (聴覚障害者に関する教育の領域)  (知的障害者に関する教育の領域)  (肢体不自由者に関する教育の領域)  (病弱者に関する教育の領域)	
		養護教諭専修免許状	

## II 愛媛大学大学院教育学研究科履修案内及び授業課程表

### 1 教育実践高度化専攻（教職大学院）

#### (1) 履修案内

##### 1) 学位及び履修基準（修了要件）

本専攻に2年以上在学し、所定の科目を46単位以上修得した者には、教職修士（専門職）の学位を授与します。

また、入学前に教員としての実務経験を有し実習科目が履修免除された1年制プログラム適用者は、本専攻に1年以上在学し、所定の科目を46単位以上（履修を免除された科目を含む）修得した者に教職修士（専門職）の学位を授与します。

下表の科目区分にしたがって、専攻共通基礎科目20単位以上、コース別選択科目16単位以上、学校における実習科目10単位以上の合計46単位以上修得するものとします。

コ　一　ス		リーダーシップ開発		教育実践開発		教科領域		特別支援教育	
現職教員／学部卒業者		現職		現職	学部卒	現職	学部卒	現職	学部卒
専攻 共通 基礎 科目	教育課程の編成及び実施に関する領域	各領域から2単位以上、合計20単位							
	教科等の実践的な指導方法に関する領域								
	生徒指導及び教育相談に関する領域								
	学級経営及び学校経営に関する領域								
	学校教育と教員の在り方に関する領域								
コース別 選択 科目	発展科目	12	12	8	12	8	12	8	
	課題研究	4	4	8	4	8	4	8	
実　習　科　目		10	10	10	10	10	10	10	
合　　計		46	46	46	46	46	46	46	

#### （備　考）

- ① コース別選択科目については、原則として各自の所属するコースが開講する授業科目を履修します。  
現職教員はコース別選択科目の発展科目において、リーダーシップ開発コースのコース別選択科目を選択することができます。
- ② 実習科目はリーダーシップ開発コース、教育実践開発コース、教科領域コースでは「連携校実習1」を、特別支援教育コースでは「特別支援教育連携校実習1」を必修とします。
- ③ 教育実践高度化専攻の「課題研究」は学校改善・授業改善・教材開発・特別支援教育をテーマとする実践的研究であり、学校現場との連携協力を基盤として、研究者教員と実務家教員の指導の下で行います。
- ④ 以上その他、各コースの履修方法等の細則については、当該コースの定めるところによります。

## 2) 実践研究報告書（課題研究）

修学期間中の学修の修了を総合的・最終的に確認するコース指定の課題研究において、「実践研究報告書（課題研究）」の作成とプレゼンテーションを行います。

なお、本専攻では、大学院修了時に修士論文を課しません。

## 3) 履修方法の特例措置

現職教員等職業を有する学生に対しては、大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例措置を適用し、高等教育を受ける機会を拡大するための措置を行います。

- (1) 教育実践高度化専攻では、現職教員等で入学前に4単位以上の実習科目免除が認められた学生には、1年修了プログラムが適用されます。

なお、当該プログラムを履修する学生は、修了翌年にフォローアッププログラムへの参加が義務づけられます。週末又は夏季・冬季休業期間中に開講される課題研究フォローアップゼミに参加し、教職大学院研究発表大会において研究成果を発表します。

- (2) 教育実践高度化専攻では、科目等履修生として教職大学院共通基礎科目を4単位以上取得し、かつ愛媛県教員採用選考試験に合格した後、愛媛県教育委員会に1年間の就任猶予を提出した学生は、1年履修プログラムを選択することができます。

本プログラムの履修者は2年次に現職教員の身分となるため、履修方法の特例措置が適用されます。

## 4) 履修手続

### 【履修登録】

各学期に履修しようとする授業科目を指導教員の指導によって決定し、WEB上（修学支援システム）で、所定の期間に履修登録を行ってください。

### 【履修登録確認・修正】

履修登録した授業科目については、所定の期間に登録確認をし、必要な場合には修正を行ってください。

なお、履修登録を行っていない授業科目は、履修することができません。

## 5) 履修上の留意事項

- (1) 教育学研究科規則及び「履修基準（修了要件）」（P7）に従って授業科目を履修してください。
- (2) 履修科目の変更は原則としてできないので、履修計画を慎重に検討の上、履修手続を行ってください。
- (3) コース修了の要件を満たしても、専修免許状の所要資格を取得したことにならない場合があるので、「教育職員免許状の取得」（P19～）を参考にして必要な単位を計画的に履修してください。
- (4) 同一の曜日の同一时限に複数の授業科目を履修することはできません。

## 6) 学部授業の履修

学部授業科目の履修については、本研究科の教育研究を進める上で特に必要であり、かつ、支障がない場合に限ります。

履修を希望する場合は、以下の記載内容に従って手続を行い、「学部授業履修計画」及び「学

部（又は他学部）授業履修願」を指定の期日までに教育学部チームへ提出してください。

#### 〈履修の手続き・条件〉

- ① 学部授業科目を履修する学生は、2年間（長期履修学生は3年間）にわたる学部授業履修計画を作成し、指導教員の承認と学部長の承認を得なければなりません。
- ② 学部授業科目の履修は、1年次学生は年間5科目10単位、2年次学生は年間10科目20単位を上限とします。ただし、教育実習等に関連する単位についてはこの限りではありません。なお、実験や実習等の1単位科目を含む場合も、上限単位数内であれば、科目数は問いません。
- ③ 特別支援教育コースの学生については、上記の学部授業履修の上限を原則としますが、特例として、上限を超えて履修することを認めるものとします。
- ④ 長期履修学生で、教育職員免許状を取得するために学部授業科目等を履修する場合は、主として1年次に免許状取得に必須の学部授業科目等を履修するものとします。
- ⑤ 上記④の場合など、特別な理由が認められる場合、研究科長が上限を超えて履修することを許可することができます。

#### 7) 成績判定（評価）

成績判定（評価）は、学期末（学年末）試験により担当教員が行います。

試験は、筆記試験、口頭試験、実技試験又は研究報告により行います。

成績判定（評語）は、原則として秀・優・良・可及び不可とし、その区分は、次のとおりとする。ただし、授業科目によっては、合格で表すことができるところとする。

評語	評点の範囲	基 準
秀	90点以上100点まで	授業科目の到達目標を極めて高い水準で達成している。
優	80点以上90点未満	授業科目の到達目標を高い水準で達成している。
良	70点以上80点未満	授業科目の到達目標を標準的な水準で達成している。
可	60点以上70点未満	授業科目の到達目標を最低限の水準で達成している。
不可	60点未満	授業科目の到達目標を達成していない。

#### 8) G P A

##### (1) 全学共通G P A導入の目的

愛媛大学では、学生自身による学習プロセス及び達成状況の自己管理に役立てるとともに、教員による学生の学修状況の把握及びきめ細やかな指導・助言を行うために全学共通G P Aが導入されています。

##### (2) 全学共通G P A（成績平均値）の計算式

$$G P A = \frac{4 \times \text{「秀」の単位数} + 3 \times \text{「優」の単位数} + 2 \times \text{「良」の単位数} + 1 \times \text{「可」の単位数} + 0 \times \text{「不可」・「評価しない」の単位数}}{\text{総履修登録単位数} \text{ (「不可」・「評価しない」を含む)}}$$

共通教育科目及び専門教育科目の全ての科目が対象です。ただし、「認定」、「合格」で評価された科目及び履修登録科目の取消を行った科目については計算式に入りません。

## G P (grade point) と成績評価点

G P	評語	点数等
4	秀	90~100点
3	優	80~ 89点
2	良	70~ 79点
1	可	60~ 69点
0	不可	60点未満
0	評価しない	出席不足など評価基準に達しない

## 9) 成績通知、異議申立

履修成績は、成績通知票により次学期始めまでに通知します。

学業成績が通知された後にその成績判定について疑義が生じ確認する必要がある場合は、成績確認申立書により、申立てることができます。(成績通知後1週間以内。様式等は、「VII 学業成績判定に関する学生からの申立てについて」(P46) 参照)

## 10) 科目ナンバリング

科目ナンバリングとは、大学院で開講している授業の水準や授業内容などを授業科目毎に特定の記号や数字を付与し、カリキュラムの体系性（科目群の構成や科目間の順次性）をわかりやすく示したものです。科目ナンバリングを教育課程表やシラバスで確認して、授業の登録や履修を主体的かつ計画的に進めるための一助にしてください。

以下に教育学研究科教育実践高度化専攻の科目ナンバリングのルールを示しておきます。

(例) :『授業研究の開発実践』 → EdM-5-A001

EdM + 5 + A 001  
【1】 【2】 【3】

### 教育学研究科開講科目のナンバリングのルール

- 【1】 開講される研究科・専攻・コース ..... EdM
- 【2】 学年レベル ..... 5
- 【3】 科目区分

科 目 区 分	コ ー ド
専攻共通基礎科目 教育課程の編成及び実施に関する領域	A
教科等の実践的な指導方法に関する領域	B
生徒指導及び教育相談に関する領域	C
学級経営及び学校経営に関する領域	D
学校教育と教員の在り方に関する領域	E
発 展 科 目	F
課 題 研 究	G
実 習 科 目	H

## 11) 教育職員免許状の取得について

教育実践高度化専攻で取得可能な専修免許状は、「別表1」(P18)のとおりです。

教育学研究科で開設する授業科目が教育職員免許法別表第一第三欄に定める専門教育科目のどの免許状の種類の単位に該当するかは、授業課程表(P12~)に記載しています。

各免許取得のための単位の履修方法については、「別表2」(P19~)を参照のうえ、各自が取得しようとする免許状に照らして必要な単位数を修得してください。

## 12) 諸手続等

学生に対する種々の連絡は、修学支援システム及び掲示により行うので、毎日見るように習慣づけてください。

諸手続は下記の窓口やオンライン上で行ってください。

### (1) 授業料関係

- 納付 財務企画課 出納チーム
- 免除願等 学生生活支援課

### (2) 各種証明書

- 通学証明書 教育支援課 教育学部チーム

※なお、在学証明書・成績証明書・学生割引証等は教育支援課内「証明書自動発行機」を利用してください。

### (3) 身上に関する願・届

- 休学願 教育支援課 教育学部チーム
- 復学願 ク
- 退学願 ク
- 改氏名・保証書 ク  
記載事項変更届

### (4) その他

- 奨学金願書等 学生生活支援課
- 学生教育研究 学生生活支援課及び教育学部チーム  
災害傷害保険

(2) 授業課程表

1) 専攻共通基礎科目（各コース共通）

授業科目の名称	単位数	配当年次	免許科目						備考
			幼稚園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	養護教諭	
教育課程の編成及び実施に関する領域									
授業研究の開発実践	2	1前	○	○					
カリキュラム・授業開発の理論と実践	2	1前			○	○			
<u>地域協働型デジタル教材開発演習</u>	4	1通	○	○				○	
教科等の実践的な指導方法に関する領域									
<u>心の教育の理論と実践</u>	2	1前	○	○				○	
授業における学習支援と指導法の事例分析	2	1前			○	○			
小学校英語教育の実践研究	2	1前		○					
生徒指導及び教育相談に関する領域									
<u>子どもの発達と感情</u>	2	1前	○	○	○	○		○	
<u>子ども理解の心理アプローチ（調査法）</u>	2	1前	○	○	○	○		○	
<u>特別支援教育の理論と実践</u>	2	1前	○	○	○	○		○	
生徒指導・進路指導の実践研究	2	1前			○	○			
学級経営及び学校経営に関する領域									
<u>学級経営の理論と実践</u>	2	1前	○	○	○	○		○	
<u>学校組織のリーダーシップ</u>	2	1前	○	○	○	○		○	
データを活用した学校経営（調査法）	2	1前	○	○	○	○			
子どもの資質・能力を高める学校経営論	2	1前	○	○	○	○			
学校教育と教員の在り方に関する領域									
<u>教員の成長と職業倫理</u>	2	1前	○	○	○	○		○	
<u>教師のライフヒストリー省察と資質能力開発</u>	2	1前	○	○	○	○		○	
<u>チーム学校協働演習</u>	4	1通	○	○	○	○		○	
<u>愛媛の教育改革</u>	2	1前	○	○	○	○		○	

※各専修免許状取得のための単位の修得方法については、「別表2」(P19~) を参照してください。

## 2) コース別選択科目

### 2)-1 リーダーシップ開発コース

授業科目の名称	単位数	配当年次	免許科目					備考
			幼稚園	小学校	中学校	高等学校	養護教諭	
(発展科目)								
エビデンスに基づく教育政策・事業分析	2	1後	○	○	○	○		
人材育成演習	2	1後	○	○	○	○		
教員研修プログラム開発演習	2	1後	○	○	○	○		
カリキュラムマネジメントと校内研修	2	1後	○	○	○	○		
信頼を構築する学校危機管理	2	1後	○	○	○	○		
地域とともにある学校の経営	2	1後	○	○	○	○		
学校改善の実践的研究	2	1後	○	○	○	○		
家庭・地域・学校の連携構築	1	1後						四国地区教職大学院単位互換科目
学校防災教育の開発	1	1後						四国地区教職大学院単位互換科目
学校ビジョンの構築と教職員の組織化	1	1後						四国地区教職大学院単位互換科目
学校組織マネジメント	2	1前						教職員支援機構との連携科目
インクルーシブ社会実現に向けて	1	1後						研究科共通科目
教授法入門	1	1前						研究科共通科目
(課題研究)								
学校改善課題研究1	2	1前	○	○	○	○		必修科目
学校改善課題研究2	2	1後	○	○	○	○		必修科目

### 2)-2 教育実践開発コース

授業科目の名称	単位数	配当年次	免許科目					備考
			幼稚園	小学校	中学校	高等学校	養護教諭	
(発展科目)								
<u>特別な教育ニーズへの対応</u>	2	1後	○	○	○	○	○	
<u>子どもの問題行動の事例研究</u>	2	1後	○	○	○	○	○	
デジタル教材・アプリ開発演習	2	1後	○	○	○	○		
校務支援DX演習	2	1後	○	○	○	○		
ICTを活用した授業実践開発	2	1後	○	○	○	○		
<u>児童生徒・保護者の教育相談実践</u>	2	1後		○	○	○		
教材開発高度化演習	2	1後		○				
学級経営の事例研究	2	1後		○				
<u>教育課題解決のための教育プログラム開発演習</u>	2	1後		○		○		
プログラミング教育高度化演習	2	1後		○				
<u>健康と食育の生活指導</u>	2	1後	○	○			○	
生徒指導・進路指導の事例研究	2	1後		○	○			
(課題研究)								
授業改善課題研究1	2	1前	○	○				必修科目
授業改善課題研究2	2	1後	○	○				必修科目
授業改善課題研究3	4	2通	○	○				

## 2) - 3 教科領域コース

授業科目の名称	単位数	配当年次	免許科目		備考
			中学校	高等学校	
(発展科目)					
教科指導力高度化演習 基礎	2	1前	全教科	全教科	
教科指導力高度化演習 発展	2	1後	全教科	全教科	
教材研究の基礎理論（現代の国語）	2	1前	国語	国語	
教材の開発と実践（現代の国語）	2	1後	国語	国語	
教材研究の基礎理論（言語文化）	2	1前	国語	国語	
教材の開発と実践（言語文化）	2	1後	国語	国語	
教材研究の基礎理論（書写書道）	2	1前	国語	書道	
教材の開発と実践（書写書道）	2	1前	国語	書道	
教材研究の基礎理論（歴史）	2	1前	社会	地理歴史	
教材の開発と実践（歴史）	2	1後	社会	地理歴史	
教材研究の基礎理論（地理）	2	1前	社会	地理歴史	
教材の開発と実践（地理）	2	1後	社会	地理歴史	
教材研究の基礎理論（公民）	2	1前	社会	公民	
教材の開発と実践（公民）	2	1後	社会	公民	
教材研究の基礎理論（英語学・言語科学）	2	1前	英語	英語	
教材の開発と実践（英語学・言語科学）	2	1後	英語	英語	
教材研究の基礎理論（第二言語習得）	2	1前	英語	英語	
教材の開発と実践（第二言語習得）	2	1後	英語	英語	
教材研究の基礎理論（代数）	2	1前	数学	数学	
教材の開発と実践（代数）	2	1後	数学	数学	
教材研究の基礎理論（幾何）	2	1前	数学	数学	
教材の開発と実践（幾何）	2	1後	数学	数学	
教材研究の基礎理論（解析）	2	1前	数学	数学	
教材の開発と実践（解析）	2	1後	数学	数学	
教材研究の基礎理論（応用数学）	2	1前	数学	数学	
教材の開発と実践（応用数学）	2	1後	数学	数学	
教材研究の基礎理論（物理）	2	1前	理科	理科	
教材の開発と実践（物理）	2	1後	理科	理科	
教材研究の基礎理論（化学）	2	1前	理科	理科	
教材の開発と実践（化学）	2	1後	理科	理科	
教材研究の基礎理論（生物）	2	1前	理科	理科	
教材の開発と実践（生物）	2	1後	理科	理科	
教材研究の基礎理論（地学）	2	1前	理科	理科	
教材の開発と実践（地学）	2	1後	理科	理科	

授業科目の名称	単位数	配当年次	免許科目		備考
			中学校	高等学校	
教材研究の基礎理論（電気）	2	1前	技術		
教材の開発と実践（電気）	2	1後	技術		
教材研究の基礎理論（機械）	2	1前	技術		
教材の開発と実践（機械）	2	1後	技術		
教材研究の基礎理論（材料加工）	2	1前	技術		
教材の開発と実践（材料加工）	2	1後	技術		
教材研究の基礎理論（スポーツ）	2	1前	保健体育	保健体育	
教材の開発と実践（スポーツ）	2	1後	保健体育	保健体育	
教材研究の基礎理論（健康）	2	1前	保健体育	保健体育	
教材の開発と実践（健康）	2	1後	保健体育	保健体育	
教材研究の基礎理論（食物）	2	1前	家庭	家庭	
教材研究の基礎理論（被服）	2	1前	家庭	家庭	
教材の開発と実践（食物・被服）	2	1後	家庭	家庭	
教材研究の基礎理論（家庭生活）	2	1前	家庭	家庭	
教材の開発と実践（家庭生活）	2	1後	家庭	家庭	
教材研究の基礎理論（器楽）	2	1前	音楽	音楽	
教材の開発と実践（器楽）	2	1後	音楽	音楽	
教材研究の基礎理論（鑑賞・創作）	2	1前	音楽	音楽	
教材の開発と実践（鑑賞・創作）	2	1後	音楽	音楽	
教材研究の基礎理論（歌唱）	2	1前	音楽	音楽	
教材の開発と実践（歌唱）	2	1後	音楽	音楽	
教材研究の基礎理論（絵画・彫刻）	2	1前	美術	美術	
教材の開発と実践（絵画・彫刻）	2	1後	美術	美術	
教材研究の基礎理論（デザイン・工芸）	2	1前	美術	工芸	
教材の開発と実践（デザイン・工芸）	2	1後	美術	工芸	
教材研究の基礎理論（美術理論・美術史）	2	1前	美術	美術・工芸	
教材の開発と実践（美術理論・美術史）	2	1後	美術	美術・工芸	
(課題研究)					
教材開発課題研究1	2	1前	全教科	全教科	必修科目
教材開発課題研究2	2	1後	全教科	全教科	必修科目
教材開発課題研究3	4	2通	全教科	全教科	

## 2) - 4 特別支援教育コース

授業科目の名称	単位数	配当年次	免許科目	備考
			特別支援学校	
(発展科目)				
特別支援教育総論	2	1前	○	
障害児の聴能の理論と実際	2	1前	○	
聴覚言語障害への心理学的対応	2	1後	○	
聴覚障害教育の理論と実践	2	1前	○	
聞こえの困難への教育的対応	2	1後	○	
認知機能の困難への心理的対応	2	1前	○	
運動機能の困難への心理的対応	2	1前	○	
保健医療福祉との連携と医療的対応	2	1前	○	
学校における支援体制	2	1後	○	
個別の指導計画の作成と実施	2	1後	○	
社会的自立・就労の指導	2	1後	○	
重複障害児の教育実践	2	1前	○	
読み書き困難への対応	2	1後	○	
計算・推論困難への対応	2	1後	○	
行動上の問題への対応	2	1後	○	
アセスメントの方法と総合的解釈	2	1前	○	
(課題研究)				
特別支援教育課題研究1	2	1前	○	必修科目
特別支援教育課題研究2	2	1後	○	必修科目
特別支援教育課題研究3	4	1通	○	

3) 実習科目（各コース共通）

授業科目の名称	単位数	配当年次	免許科目						備考
			幼稚園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	養護教諭	
異校種実習	2	1前							
小規模校実習	2	1前							
研究指定校実習	2	1通							
連携校実習1	4	1通							必修科目（リーダーシップ、教育実践開発、教科領域）
連携校実習2	4	2通							
連携校実習3	2	1後							
特別支援教育連携校実習1	4	1通					○		必修科目（特別支援教育）
特別支援教育連携校実習2	4	2通					○		
特別支援教育連携校実習3	2	1後					○		